

令和3年度「創業者等支援診断助言事業」業務委託 企画提案公募要領

この要領は令和3年度「創業者等支援診断助言事業」業務委託に関する企画提案および契約の締結において留意すべき事項を記したものである。企画提案の申請者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

1. 事業名

創業者等支援診断助言事業

2. 事業の概要および目的

本事業は、創業者・事業承継支援資金(創業者支援貸付)をはじめとする沖縄県融資制度のほか、機械類貸与制度、設備貸与制度を利用した企業に対し、経営診断または経営に関する助言を行い、本県の意欲ある中小企業の育成強化を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日～令和4年3月31日

4. 委託料上限額

897千円(消費税および地方消費税含む)

5. 委託業務内容

別添の令和3年度「創業者等支援診断助言事業」に係る業務委託企画提案仕様書のとおり

6. 参加資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 沖縄県内に本社、支社、本店、支店、営業所等を有すること。
- (2) 中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき、経営革新等支援業務を行う者として認定を受けた者であること。

<中小企業等経営強化法(抜粋)>

第四節 支援体制の整備

(認定経営革新等支援機関)

第三十一条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務(以下「経営革新等支援業務」という。)を行う者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者(以下「認定経営革新等支援機関」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 経営革新若しくは異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業又は経営力向上を行おうとする中小企業等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析

二 経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は経営力向上に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

3 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載

した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 経営革新等支援業務に関する次に掲げる事項

イ 経営革新等支援業務の内容

ロ 経営革新等支援業務の実施体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4 認定経営革新等支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第三号イからハマまでに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定を準用する（ただし、一般競争入札参加資格を欠く者を除く）。

＜地方自治法施行令＞（昭和 22 年政令第 16 号）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条各号に掲げる者

(4) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有し、本業務を履行することができる体制が整備されていること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

7. 応募の手続き（スケジュール）

(1) 公募期間

① 期間：公告の日から令和 3 年 6 月 30 日（水）12 時（厳守）まで

(2) 質問事項受付

① 期間：公告の日から令和 3 年 6 月 23 日（水）17 時まで

② 質問方法：仕様書等に疑義がある場合、質問書（様式 1）に記入し、電子メールにより提出すること。（送付先 aa052108@pref.okinawa.lg.jp）

③ 回答方法：質問のあった事項については、その都度、質問書の送信元アドレス宛に電子メールにて回答する。

④ 最終回答日：令和 3 年 6 月 25 日（金）

(3) 企画提案書等の提出

- ① 期限：令和3年6月30日（水）12時（厳守）
- ② 提出方法：下記必要書類（正本1部と副本4部、計5部）をA4型ファイルに綴り、持参もしくは郵送にて提出。郵送の場合は書留郵便とし、期限までに必着とする。なお、副本は全ての書類について正本の複写とする。
 - ア. 企画提案応募申請書（様式2）
 - イ. 法人概要（様式3）
 - ウ. 企画提案書（様式4）
 - エ. 経費見積書
 - オ. 過去に作成した診断報告書等、本事業の参考となるもの
 - カ. 認定経営革新等支援機関に係る認定書の写し（6. 参加資格（2）が確認できるもの）
- ③ 提出場所：沖縄県商工労働部中小企業支援課（沖縄県庁8階）

(5) 審査（書面審査）

審査は、令和3年度「創業者等支援診断助言事業」業務委託業者選定要領により、令和3年度「創業者等支援診断助言事業」に係る業務委託業者選定委員会において行うこととする。

審査においては、以下の5つの項目を評価指標とし、最も優れた提案者を選定する。

- ① 担当診断員は、支援対象者に対する効果的な診断助言の実施を期待できるか。
- ② 支援可能な分野（販路拡大、商品開発、資金調達など）や業種（製造業、小売業など）は、幅広いものとなっているか。
- ③ 診断内容や報告書内容のチェック体制は、効果的かつ具体的なものとなっているか。
- ④ スケジュール管理など、本事業を円滑に実施する体制を有しているか。
- ⑤ その他過去の類似事業の実績など、支援対象者へのより効果的な診断助言が期待できるものがあるか。

(6) 委託予定業者通知

- ① 通知予定日：令和3年7月12日（月）
- ② 通知方法：電話にて結果を通知するものとする。

8. その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画提案に参加する経費等については参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- ③ 本要領に違反すると認められる場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部中小企業支援課と受託者とで別途協議して決めることとする。

(※) 契約保証金について（沖縄県財務規則 抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

9. 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県商工労働部中小企業支援課 金融班 担当：真栄平

電話：098-866-2343 FAX：098-861-4661

E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp